

食品工場の安全衛生診断事例

1. 事業所の概要

製造工場と各所に販売店舗を持つ食品会社で、前年に安特指定は解除されましたが安全対策が不十分と思われるため、効果的な安全衛生対策を実施すべく安全衛生診断を実施しました。

安特指定＝安全管理特別指導事業場指定

2. 安全衛生管理体制について

| 項目 | 指摘内容 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安特指定 | 安特指定を受け翌年に解除されたが、書面での対応が多く実質的な現場の改善が不十分と思われる。 |
| 安全衛生管理体制 | 安全衛生委員会は実施されているが、工場と販売店舗(約20店舗)の合同の安衛委員会となっており審議内容も食品衛生が中心となっている。工場での労働安全、労働衛生の審議ができるよう運営の方法を工夫する必要がある。 |
| 安全衛生活動計画および教育計画 | 安特指定解除後の計画が不明確になっている。 食品衛生の計画が多く含まれており労働衛生との混同に留意が必要である。 安全衛生活動・教育計画とも5W1Hが不明確なため実施が不十分と見受けられる。 |
| リスクアセスメント | 担当者がRA研修を受講しているが未実施であり実施計画を作成して実行に移すとよい。 |

3. 現場巡視指摘例

Good Point

指摘事項

ボイラー室の蒸気配管が露出しており火傷の危険がある

コンベアに巻き込まれる危険がある

| 改善前 | 改善後 |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <p style="font-size: small;">改善前 ボイラー室の蒸気配管が露出している</p> | <p style="font-size: small;">改善後 断熱材を施工した</p> |
| <p style="font-size: small;">改善前 コンベアに巻き込まれる危険がある</p> | <p style="font-size: small;">改善後 出口に安全カバーを設置した</p> |

●機械や冷蔵庫等の管理責任者が写真入りで明示

4. まとめ

○安特指定により安全衛生管理体制は形式上整えられたが、安全衛生計画や安全衛生委員会の運営の仕方がよくわからず現場改善に効果が上がる活動になっていない。

○日常の慣れで危険個所が認知されていない。プロの目を利用すると効果が上がります。

佐々木 英三

CSP労働安全コンサルタント